

国保ヘルスアップ事業の見直しについて（案）

国保ヘルスアップ事業は、生活習慣病の一次予防を中心に位置付けた事業として、個々の被保険者の自主的な健康増進および疾病予防、ひいては被保険者の QOL の向上を図るための事業として国保ヘルスアップモデル事業の成果をもとに実施してきた。

事業の中では、健康診査の結果やレセプトに基づく疾病動態の分析結果や生活習慣についてのアセスメント調査等により、地域特性を踏まえ、国保保険者の独自の課題を分析し事業を計画・実施してきたところである。

平成19年度は、特定保健指導の円滑な実施に向けた助成事業として行う。平成20年度以降は、助成内容等を大幅に縮小し、経過期間を経て終了する予定である。

また、国保保険者の独自の課題を分析し、先駆的あるいはモデル的事業実施を行う国保保険者については、特別加算による助成を行うこととする。なお特別加算に関する事業は、継続的に実施していく予定である。

	内 容	備 考
助 成 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の階層化により、動機付け支援及び積極的支援に該当する者に対する個別健康支援プログラムの実施に係る費用（企画・募集・実施・評価） ・ 健診結果やレセプトに基づく疾病動態等の分析 ・ 参加者のフォローアップに係る費用 ・ 地域活動組織等の育成に係る費用（個別健康支援プログラム参加者を通じて、地域におけるプログラムの波及性を期待できるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> * 標準的な健診保健指導プログラム（確定版）を参照し、保健指導の最低要件をクリアすること * 特定健診に関する検査項目と基本健康診査の検査項目の差分費用については19年度に限り助成対象とする。（腹囲・問診等） * 健康増進施設を活用した事業は7割助成とする。 * 備品は総事業費の1割以内で5割助成 * 以下のものは助成対象外とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する研修 ・ 未受診者へのアンケート等 ・ プログラム実施中の検査 ・ 事業実施報告書等の印刷物 ・ 啓発に係る費用
特 別 加 算	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診・保健指導の実施に向けた、先駆的あるいはモデル的な取組を行うもの ② 公衆衛生専門家等外部の者の参画により事業効果の評価を行うもの ③ その他適当と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> * ①②について一体的に取り組む市町村国保に対して助成する。なお、③のみの申請は不可。 * 都道府県の推薦が必要。 * 各都道府県毎に、推薦可能な市町村国保数は、原則各都道府県3箇所程度とする。 * 特別加算の申請は単年度とするが、複数年申請することは妨げない。

助成限度額

対象者数	50人未満	100人未満	500人未満	1000人未満	1000人以上
助成限度額	200万円	350万円	1,000万円	2,000万円	2,500万円

特別加算

項目	助成限度額	備考
① 特定健診・保健指導の実施に向けた、先駆的あるいはモデル的な取組を行うもの	400万円	*①～③それぞれについて助成限度額を超えない範囲とする。
② 外部(第三者)の参画により事業効果の評価を行うもの	200万円	
③ その他適当と認められるもの	200万円	

後期高齢者医療制度の運営の仕組み(平成20年度)

医療制度改革大綱(抄)

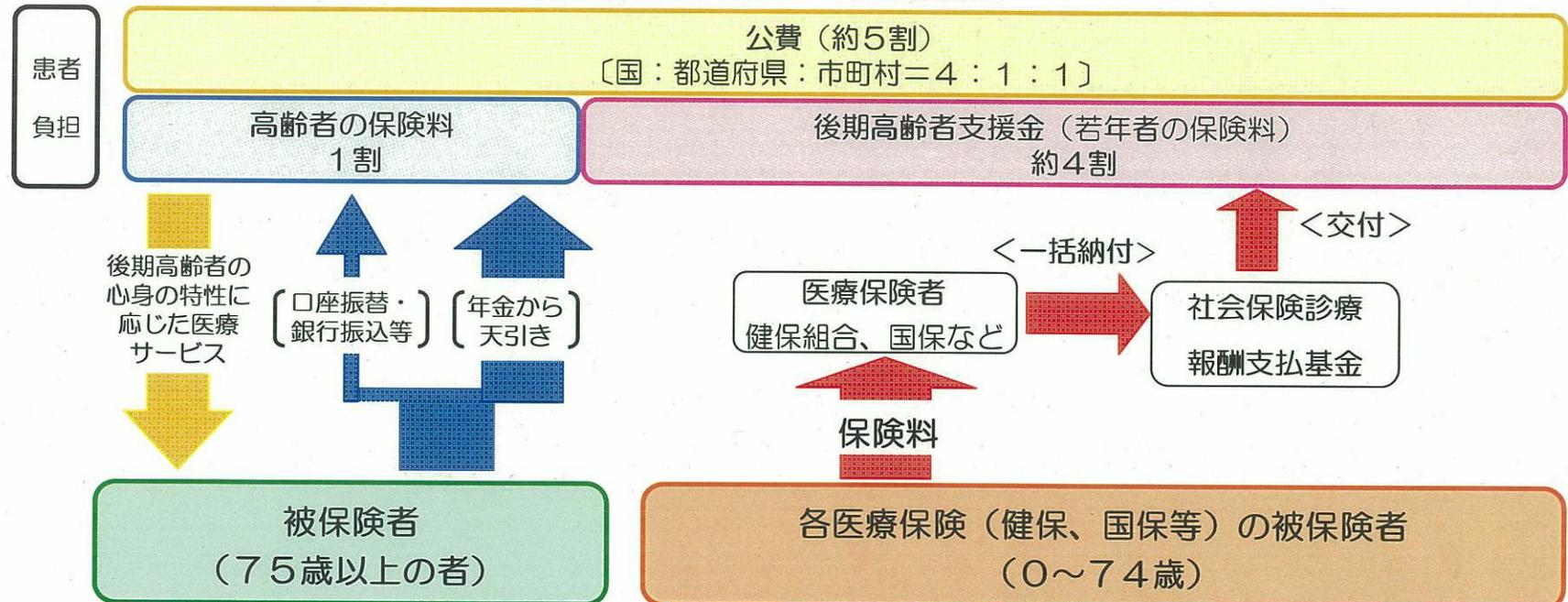
- 財源構成は、患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)のほか、高齢者から広く薄く保険料(1割)を徴収する。
- 現役世代からの支援は、国保(約4,200万人)・被用者保険(約7,100万人)の加入者数に応じた支援とする。

<対象者数> 75歳以上の後期高齢者 約1,300万人

<後期高齢者医療費> 11.4兆円

給付費 10.3兆円 患者負担1.1兆円

【全市町村が加入する広域連合】



(注1) 現役並み所得者については、老人保健法と同様に公費負担(50%)はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となる。

(注2) 国保及び政管健保の後期高齢者支援金について、各々50%、16.4%の公費負担があり、また、低所得者等の保険料軽減について公費負担があり、これらを含めた公費負担率は58%となる。